

4) 心身障害者医療費の助成

「国民健康保険」や「社会保険」、「後期高齢者医療制度」などを用いて医療を受けたときの自己負担額を助成します。

助成されないもの

- 保険のきかない費用（差額ベッド代や文書料等）や入院時食事療養標準負担額
- 介護保険を利用するサービス(訪問介護、訪問リハビリ、介護療養型医療施設等)

対 象 者	身体障害者手帳1～3級又は療育手帳をお持ちの人（子ども）	
所 得 制 限	本人及び配偶者又は扶養義務者の所得制限があります。	
年 齢 区 分	65歳未満の人	65歳以上の人
利 用 方 法	<p>〔障〕医療費受給者証（黄色）を交付します。その提示により、病院・薬局の窓口での医療費を支払う必要がなくなります。</p> <p>※ただし、県外の医療機関の場合は、一旦窓口で医療費を支払い、後で払い戻しの申請をしてください。</p>	<p>一旦、病院・薬局の窓口で医療費を支払い、後で払い戻しの申請をしてください。</p> <p>※65～69歳で後期高齢者医療制度に未加入の人は、自己負担額の3分の1の額が助成されます。</p> <p>※平成26年4月1日以降に70歳になられた人で後期高齢者医療制度に未加入の人は、自己負担額の2分の1の額が助成されます。</p>
払 い 戻 し	<p>医療費助成窓口又は支所、各出張所にて手続きしてください。</p> <p>申請に必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収書（レシート不可） ※受診者氏名、診療報酬点数が明記されたもの ・印鑑（スタンプ式印は不可） ・金融機関の通帳（初めて申請する場合・振込先を変更する場合） 	

申し込み・問い合わせ
市役所ふれあい福祉課
☎72-7852 FAX72-7797
※払い戻しの申請は支所・各出張所でもできます。